

## 第 2 回検討会議を踏まえた論点整理

## 1 「仙台市●●支援事業利用及び個人情報の取扱いに関する同意書」について

## (1) 同意書の問題点

- ▶ ハイリスク者から同意を得るべき内容が下記 3 点存在すること。
  - ①支援事業を利用すること
  - ②最初に出会った機関から地域自殺対策推進センターに相談内容等の情報を提供すること
  - ③支援を実施するにあたって、必要な範囲の個人情報の収集や提供に関すること
- ▶ 時間的制約の問題  
最初に出会った機関では、相談の時間的制約などから、様式類の簡素化が必要である。また、同様の理由から③の同意を得ることは難しい。
- ▶ 個人情報の収集・提供範囲の問題  
ハイリスク者個々の事情に即して範囲を定める必要がある。包括的な同意は望ましくない。

## (2) 変更案

- ▶ 最初に出会った機関
    - ①支援事業を利用すること
    - ②地域自殺対策推進センターが最初に出会った機関から相談受理票の提供を受けること
      - ➡仙台市●●支援事業利用に関する同意書（ハイリスク者が仙台市に対して提出するものを代理で提出）
        - \*なお、支援事業に関する説明用パンフレットを別途作成し、事業内容と個人情報の取扱いについての方針を記載（相談を行う中で個別に、ハイリスク者の同意があった機関等と情報収集・提供を行うこと）
  - ▶ 地域自殺対策推進センター
    - ③支援を実施するにあたって、必要な範囲の個人情報の収集や提供に関すること
      - ➡最初に出会った機関の段階で、収集や提供の範囲を確定することは現実的ではない。そのため、地域自殺対策推進センターで具体的な相談支援を行いながら、ハイリスク者の意向を確認し、段階的・個別的に収集と提供を行うこととする。
        - \*この際、ハイリスク者の意向は書面によって確認するか、口頭によるものでも構わないとするのかについては、重ねて検討が必要である（なお、仙台市精神保健福祉総合センターや区保健福祉センターなどで行われている通常一般の相談においては、その都度口頭による同意と確認している）。
- また、最初に出会った機関の段階で、情報収集や提供について特段の意向が確認できる場合には、相談受理票の自由記述欄にその旨を記載する。

## 2 別紙1「仙台市●●支援事業 相談受理票（案）」について

### (1) 別紙1の課題点

- ▶ 表面にチェック項目があることで、支援者は項目を埋めることに集中してしまい、対象者との関係構築がおろそかになるのではないかな。
- ▶ 対象者の自己評価だけでなく、支援者の評価も別紙1に盛り込むことが切迫度を伝えるためにも有用ではないかな。
- ▶ 対象者の気持ちの5件法は、対象者による評価よりも、支援者による評価で記載した方がいいのではないかな。

### (2) 変更案

- ▶ 表面に自由記述欄を移動。対象者からこれまでの経過等を確認する。裏面で、自由記述をもとに以下の情報を整理。
  - ・ 自死につながる客観的要因 → 『現在困っていること』
  - ・ 対象者の現状の捉え方、考え方 → 『現在の状態』

5件法は、必ずしも論理的でない感情や認識を聴取者と対象者が共有し、支援者が対象者の認識や心情を理解するための手段として活用。
  - ・ 支援者の評価 → 『本人の現状に関する評価』『当面の対応』

支援者の評価は、対象者の自死につながる客観的要因や現状の捉え方等に基づき、総合的に評価することを想定。